

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を開設しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員が29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該各号に定める従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士____又は管理栄養士（病床数が100床以上の病院に限る。） _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第16条 介護老人保健施設の管理者（以下この章において「管理者」という。）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を開設しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員が29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該各号に定める従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数が100床以上の病院に限る。）<u>又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に限る。）</u></p> <p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第16条 介護老人保健施設の管理者（以下_____「管理者」という。）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、<u>協力病院</u>_____その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療その他の適切な措置を講じなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>4 <u>介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 (略) (掲示) 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p>	<p>2 (略) (掲示) 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p>
<p>2 介護老人保健施設は、_____重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>2 介護老人保健施設は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>3 <u>介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第39条の3 <u>介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催しなければならない。 (勤務体制の確保等)</p>	<p>(新設) (勤務体制の確保等)</p>
<p>第51条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>第51条 (略) 2～4 (略)</p>
<p>5 <u>ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>